

国民年金保険料の納付が困難なときは免除制度の手続きを！

免除申請の対象になる人は

本人、本人の配偶者、世帯主の3人全員が次の項目に該当することが必要です。

① 前年所得が少ない人

前年所得などの定められた基準以下に該当することが必要です。

下の表を参考にしてください。

② 失業等で保険料を納付することが困難な人

前年所得があっても、現在失業中である人

③ 障害者または寡婦で、前年所得が125万円以下の人



免除となる所得の目安

(単位：万円)

世帯員数	全額免除 若年猶予	4分の3 免除	半額 免除	4分の1 免除
標準4人世帯 (夫婦2人／ 子の1人は16歳 以上23歳未満)	162	217	257	297
3人(扶養2人)	127	154	194	234
2人(夫婦のみ)	92	116	156	196
1人(単身世帯)	57	78	118	158

免除される期間は

- 承認期間は、7月から翌年6月までです。
- 申請が遅れても7月までさかのぼって免除が受けられます。
- 引き続き免除を希望される場合は7月に毎年更新が必要です(7月から新年度所得に切り替わるため)。

※保険料の納付は、2年間で時効となり納付できませんが、免除・猶予期間は承認後10年以内であれば、後から納付することができます(追納といいます)。

手続きは簡単！

⇒ 市役所で免除申請書に必要事項を記入するだけで済みます。

なお、免除の継続審査希望者で承認された方は、手続きは不要です。

次の方は継続が適用されないため、平成23年7月以降に免除手続きを再度お願いします。

ア、失業等の理由により全額免除または納付猶予された方

イ、半額免除、4分の1免除、4分の3免除に承認された方

ウ、免除が却下された方

手続きに必要なもの

① 年金手帳

② 認印

③ 平成23年1月1日以降に転入された方は、
1月1日現在で住民登録をしている役所が発
行する所得証明書または確定申告書の写し
(23年度所得)

※平成23年7月～平成24年6月の免除の場合、
「平成22年中の所得の証明」が必要です

④ 失業などを理由とする場合は次のいずれか

ア、雇用保険被保険者離職票

イ、雇用保険受給資格者証

ウ、貸付決定通知書

(離職者支援資金の貸付を受けた場合)

若年者納付猶予制度

20歳代の若い人が、所得が一定額以上の世帯主(親など)と同居している場合には、保険料免除対象とはなりません。

この「若年者納付猶予制度」では、30歳未満の人で本人および本人の配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により月々の保険料が猶予されます。

●対象となる所得の目安

	平成23年度基準
配偶者・子2人を扶養	162万円
配偶者のみ扶養	92万円
扶養なし	57万円

問い合わせ先 国保年金課年金担当 ☎ 72-2111 内線 427